

吹田市花とみどりの情報センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案

1 概要

花とみどりの情報センターは、市民の緑化意識の高揚に資することを目的に、平成8年（1996年）4月江坂公園内に「江坂花とみどりの情報センター」（以下「江坂はなみど」という。）を、平成24年（2012年）9月千里ニュータウンプラザ1階に「千里花とみどりの情報センター」（以下「千里はなみど」という。）をそれぞれ開設し、千里はなみどを本拠点と位置付け、現在2か所で管理運営を行っています。

平成28年度（2016年度）から、千里はなみどは市民参画・協働によるみどりのまちづくりを進める核となる「調査・研究等を通じたみどりのまちづくり実践型シンクタンク」として機能を見直し、江坂はなみどは従来の緑化相談・指導や花とみどりに係る講習会等の「園芸緑化情報を通じたみどりの普及啓発施設」として機能を継続し、機能分担による運営を行っています。

近年、国において、都市の緑やオープンスペースの重要性が再認識される中、今あるまちのみどりの活用や質の向上を図ることがより必要となっています。千里はなみどの市民参画・協働によるみどりのまちづくりの機能を強化・充実するため、江坂はなみどが培ってきた緑化普及啓発の機能を融合させ、総合的なみどりのまちづくりの加速化を図ります。令和3年度（2021年度）以降、2施設の機能を本拠点である千里はなみど1施設に統合し、市内のみどりのオープンスペースを活用したさらなる事業展開等により、市民参画・協働によるみどり豊かで快適な都市空間づくりを目指します。

上記のことから、吹田市花とみどりの情報センター条例及び施行規則の一部改正を行うものです。

2 改正内容

吹田市花とみどりの情報センター条例及び同条例施行規則

- ・江坂花とみどりの情報センターの名称及び位置に係る規定を削除し、千里花とみどりの情報センターの名称を花とみどりの情報センターに変更するとともに、それに伴い必要となる規定整備を行います。

3 施行予定年月日

令和3年4月1日

4 施設の統合による効果

施設を統合することによる効果としては、主として下記の3点が挙げられます。

- (1) 窓口のワンストップ化による市民サービスの利便性向上が図られる。
- (2) 施設の維持管理の効率化を図ることにより、積極的な地域への展開による市民参画・協働の場の提供が行える。
- (3) 市内外へ情報発信し、さらなる研究・実践等の産学官連携の強化が図られる。